

＜大野城市市制 50 周年記念事業シンボルマーク募集要項＞

大野城市は、昭和 47 年 4 月 1 日に市制を施行し、「大野町」から「大野城市」となり、令和 4 年 4 月 1 日に市制 50 周年の記念すべき節目の年を迎えます。この 50 周年を記念し、「このまちと、歴史と想いを、紡ごう未来へ。～ ONOJO 50th Anniversary by “Community” ～」をメインテーマとした記念事業を実施するにあたり、事業の統一性を表すとともに、機運醸成を図るために、市制 50 周年記念事業で使用するシンボルマークを募集します。

1. 募集内容

○シンボルマーク（図）を募集します。

※シンボルマーク（図）と別途募集しているキャッチフレーズ（文字）を組み合わせ、本事業のロゴマークとして使用する予定です。

2. 募集期間

令和 3 年 4 月 15 日（木）～令和 3 年 5 月 21 日（金） 必着

3. デザイン条件

○大野城市市制 50 周年記念事業のメインテーマである「このまちと、歴史と想いを、紡ごう未来へ。～ ONOJO 50th Anniversary by “Community” ～」の考え方を簡潔かつ印象的に表したもの。

【メインテーマに込めた想い、考え方】

このまちで、市民と行政が糸を継るように紡ぎあげてきた半世紀は、コミュニティ都市としての発展の歴史でもあります。先人たちが積み上げてきたコミュニティによるまちづくりを継承していくとともに、日本最古の山城「大野城」をはじめとした、歴史や文化、大野城市のこれまでに込められた想いを、地域とともに確実に未来に向けて紡いでいくという市の考えを表しています。

○大野城市のイメージ、魅力を表現した親しみのもてるデザインであること。

○カラー、モノクロどちらでも使用可能なデザインであること。

○拡大、縮小に耐えるデザインであること。

※1～2cm 角に縮小して使用する場合があります。

○描画ソフト（種類は問いません。）により作成したデザインであること。

※手書きした作品をスキャンしたものや写真に撮ったものは応募できません。

4. 応募要件

○個人又はグループでの応募が可能です。グループで応募される場合は、代表者を一人決め、その方が応募に関する手続きを行ってください。

○応募作品は、応募者自身が創作したもので、未発表のものであり、かつ、他の著作物等

からの流用や模倣を行っていないものに限りです。

○一人（1グループ）何点でも応募できます。ただし、応募用紙1枚につき1作品の応募とします。

5. 提出方法

応募用紙と応募作品を電子メール、郵送、持参のいずれかの方法で提出してください。応募用紙は、市役所1階総合案内及び3階自治戦略課にも設置しています。また、市ホームページからダウンロードすることもできます。

①電子メールの場合

○電子メールの件名は「シンボルマーク応募」としてください。

○応募作品のファイルの容量は3MB以下、解像度は350dpi程度で、ファイル形式はJPEG、GIF又はPNGとしてください。

【提出先メールアドレス】jks@city.onojo.fukuoka.jp

②郵送、または持参する場合

○データで提出する場合は、返却の必要ない記録媒体に入れてください。

○紙で提出する場合は、A4版の白色用紙を縦長で使用し、上下左右各3cmの余白をとった範囲内にシンボルマーク作品を記載し、余白に上下を明記してください。

【提出先】〒816-8510 福岡県大野城市曙町2丁目2-1

大野城市役所（3階）自治戦略課 シンボルマーク応募係

※市役所開庁時間：午前8時30分～午後5時

6. 応募に係る注意事項

○応募作品は、自作かつ未発表で他に類似のものがない作品に限りです。

○応募作品は、第三者の著作権、商標権等の権利を侵害せず、公序良俗に反しないものに限りです。（応募作品の著作権、商標権その他一切の権利に関わる問題が生じた場合は、すべて応募者の責任となります。）

○応募に係る一切の費用は、応募者の負担とします。

○応募作品は、返却しません。

○応募に伴う個人情報については、大野城市個人情報保護条例に基づき適正に管理し、本募集に関する目的以外には使用しません。

○入賞作品以外の応募作品の著作権は、それぞれの応募者に帰属します。ただし、募集に関する経過報告や記録のために、大野城市が応募作品を利用することを認めるものとします

7. 賞

最優秀賞（1点） 賞金 3万円

優秀賞（3点） 賞金 1万円

※未成年の方の場合、賞金に代えて図書カードを賞品とします。

8. 選考方法・発表

応募された作品は、市制 50 周年記念事業実行委員会において審査し、受賞作品を選考したうえで、令和3年6月頃に受賞者に直接通知するとともに、大野城市ホームページ、市広報などで結果を発表します。

9. 選考作品の取り扱い・その他留意事項について

- 最優秀作品を大野城市市制 50 周年記念事業のシンボルマークの採用作品とします。
- 採用作品に関する所有権及び著作権（著作権法第 27 条及び第 28 条に規定する権利を含む）その他一切の権利は、大野城市に帰属するものとします。また、応募者は採用作品の同一性保持権（著作権法第 20 条）及び著作者人格権に基づく権利行使は行わないものとします。
- 応募者は、採用作品を商標出願しないものとします。
- 採用作品は、必要に応じて加筆・修正することがあります。色彩については反転やモノクロで使用することがあります。
- 採用作品については、後日、データ形式でのファイル送付をお願いします。
- 受賞決定後に、受賞作品が他者の権利を侵害すると判明した場合やその他本募集要項の規定に違反していることが認められた場合は、受賞は無効となります。
- 受付通知及び不採用通知は行いません。

<応募に関する問い合わせ先>

大野城市役所 自治戦略課 政策推進・50周年事業担当
〒816-8510 福岡県大野城市曙町2丁目2番1号
TEL：092-580-1805 FAX：092-573-7791
E-mail：jks@city.onojo.fukuoka.jp
URL：www.city.onojo.fukuoka.jp